

令和4年度茨城地方最低賃金審議会  
第九回本審議会議事録

令和5年3月10日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年3月10日（金）午後1時30分より

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
菅野 雅子  
清山 玲  
野村 貴広  
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則  
小坂 祐之

使用者代表委員 澤畑 英史  
永井 教子  
舟木 健生  
水出 浩司

茨城労働局 労働局長 下角 圭司  
労働基準部長 稲葉 典行  
賃金室長 荻野 辰昭  
室長補佐 中島 孝紀  
賃金係長 平戸 直美

#### 議事次第

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について
- (4) その他

中島補佐

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から令和4年度第9回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。

初めに皆様にお知らせがございます。使用者代表委員の瓜田委員におかれましては、2月28日をもって辞職されましたのでご報告いたします。本日は都合により、労働者代表委員の黒澤委員、宮下委員、星野委員の3名が欠席となっております。また、ただ今ご説明したとおり、瓜田委員の辞職により使用者代表委員1名が欠員となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

清山会長

それでは、本年度最後の審議会となります。ご協力のほどよろしくお願いたします。

まず、議題(1)の特定最低賃金改正の意向表明について、事務局から説明をお願いいたします。

平戸係長

それでは、私から説明させていただきます。資料No.1、332ページから337ページまでが、茨城県特定最低賃金の改正にかかわる意向表明の写しとなっております。4業種、鉄鋼業、略称で機械器具製造業等、同じく電気・精密機械器具等製造業、各種商品小売業について令和5年2月に局長あて提出されたことを報告いたします。なお、改正申出の予定時期はいずれも令和5年7月となっております。

清山会長

ただ今事務局から、来年度の特定最低賃金の改正申出にかかる意向表明が関係労働組合から局長あて提出された旨

の報告がありました。労働者側代表委員で補足説明がございましたらお願いいたします

大森委員

はい、お疲れさまでございます。労働者側委員の大森でございます。本日は、本年度最後の審議会ということで、この一年間皆様と真摯な審議ができましたことに御礼申し上げます。どうもありがとうございました。只今報告がございましたように、来年度に向けまして4つの特定最賃の意向表明をさせていただいたところでございます。申し出につきましては、説明がありましたように、7月の月上旬を予定しておりますので、趣旨、内容等についてはその際に申し上げていきたいと思っております。いずれにしましても、来年度も引き続き真摯な審議ができますようお願いいたします。以上でございます。

清山会長

この件につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

ありがとうございます。無いようでしたら、続きまして、事務局から、改正に関する申出の要件となります、各特定最低賃金の適用労働者数と適用使用者数の報告をお願いいたします。

平戸係長

はい、説明させていただきます。338ページの資料No. 2が、特定最低賃金の適用事業場、労働者数の一覧となります。これは、経済センサス調査から産業別に集計した数字を元データとして、令和4年12月までに労働局にて把握できた新規や廃止事業場などの増減を行い集計した推測件数となります。適用労働者数につきましてはさらに、6月に

実施しております、最低賃金に関する基礎調査の回答から把握した特定最低賃金除外労働者の数を除外率として割り戻しを行って算定した推測数となります。事業場数の増減と労働者数の増減の割合が一致しない原因としては、基礎調査時に把握した除外労働者数により変わるためとなります。次の339ページからは、この事業場、使用者数と、労働者数の推移をグラフ表示にした一覧になっております。これは昨年の審議会において、委員の皆様から見やすい推移表ということでご要望がありましたので、新しく資料とさせていただきます。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございました。ただ今報告いただきました資料につきまして、ご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは報告のとおり、局長あて特定最低賃金の改正に係る意向表明がされたことに伴い、当審議会において労使双方で意向確認をしたいと思っております。ご承知のように、特定最低賃金の改正については関係労使の合意が必要となりますので、申出予定者は関係労使当事者間の意思疎通を図ることをお願いいたします。併せて申出予定者は、意向表明にも書かれているように、7月上旬までに局長あて、改正に関する申出書の提出をお願いいたします。

続きまして、その他の配布資料の説明をお願いいたします。

平戸係長

はい、それでは引き続き他の資料について説明させていただきます。まず、341ページ、資料No.3は、今年度の特定最低賃金の改正の官報公示掲載の写しとなります。

次の343ページ、資料No.4からは、本年の特定最低賃金に

かかる全国の改正状況の一覧となります。各専門部会中に途中経過は資料としてお配りしておりましたが、こちらが最終版となります。各種商品小売業につきましても一覧を作成いたしましたので、あわせてご覧ください。

347ページ、資料No.5につきましても、細かい数字となっておりますが、県内各労働基準監督署が毎年集中的取り組み期間としている1月から3月にかけて実施しております、最低賃金の履行確保にかかる集合監督の実施状況一覧です。実施は年となっておりますが、この表のうち令和3年につきましては新型コロナウイルス感染症拡大により調査が途中中止となったため、件数が少なくなっております。細かい表となっておりますが、調査事業場を産業分類毎に集計し、実施件数に対し違反件数、それによる違反率を一覧にしております。本年につきましても各労働基準監督署で1月から3月にかけて調査を現在実施しているところです。こちらの方も、また来年になりましたら資料としてお配りできるよう取りまとめをさせていただきたいと思っております。私からの説明は以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたけれども、資料に関連することについて、何かご質問、ご意見等はございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは続きまして、議題(2)労働団体からの要請書について、その報告を事務局からお願いします。

荻野室長

私の方からご報告申し上げます。お手元の配布資料No.6、348ページをご覧ください。昨年の最低賃金改定後に、労働団体から要請書が1件提出されておりました、要請内

容の一部に本審議会にお伝えすべき内容がございましたので、ご報告させていただきます。

本年2月17日付けで、茨城労働局長あてに茨城県労働組合総連合様から、労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ、労働行政拡充のための人員増を求める要請書が提出されております。茨城労連様からの要請書については、記の項目2に、最低賃金の引き上げについて、と題して、最低賃金の引き上げや審議会の運営に関する要請が記載してございます。以上、ご報告申し上げます。

清山会長

はい、ありがとうございます。事務局から説明のあった労働団体からの要請について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

ないようですので、続きまして、議題(3)茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開につきまして、事務局に説明をお願いします。

荻野室長

引き続き私の方からご説明申し上げます。審議会の公開・非公開につきましては、会議の透明性の確保、また、率直な意見を阻害しないという観点から、毎年、皆様に検討をいただいているところでございます。公開となる配布資料とは別に用意いたしました、右上に、非公開・参考資料1と記載しております資料をご参照ください。これは、近年の当審議会の公開・非公開の状況です。赤の文字が非公開となっている部分でございます。まず、原則論からご説明しておきますと、本審は、原則公開。しかし、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるなどの特段の理由により、会

長は非公開とすることができる。非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくこと、となっておりますが、今年度においても、会長は、労使のご意見を尊重し、例年どおりの公開・非公開として審議会を開催してきたところでございます。今年度、昨年になりますが、7月1日に開催しました第一回審議会前に会長と打合せを行った際、会長の方から事務局に対し、審議会の公開・非公開において、労使の皆様は現在、非公開としている部分を公開することによってどのようなリスクがあるのか、どのような影響があるのか、などの不安要素があるのではないと思う、とのお考えで、事務局に対し、本審において非公開又は一部非公開から全部公開となった県があれば、その経緯、公開としてどうであったかなど確認していただきたい、とのご指示がございました。事務局としましては、会長のご指示に基づきまして、昨年12月に全国の賃金課室長あてに、情報収集を実施したところでございます。その結果、既に以前から本審を全部公開している局からの情報は6局。昨年度または数年前から全部公開に踏み切ったという局からの情報が2局。茨城と同様に本審について全部公開となかなか踏み切れない局の情報が7局ございました。合わせて15局からの情報提供がございました。なお、情報提供の結果につきましては、公益委員の皆様にはメール等で、労使の委員の方々には、労使の各代表を通しまして、その結果をお知らせしたところでございます。この場で、各局からご回答いただいた情報を2、3ご紹介しておきますと、今年度の会長との打合せ、調整の中で、全国におけるその局の公開状況、遅れているということ、について協議し、労使キーマンの了承を得て、全面公開に舵を切ることとした。その後、労使キーマンとの打合せ・相談の中で、本審公開について協議し、両キーマンの了承を得て、本審を全部公開とした。なお、両キーマンとも、公開が求

められる社会情勢を認識しており、特段の異議なく賛意をいただいた。とある局では、平成25年から公労使と協議しながら、段階的に公開部分を広げていったと。今の形、いわゆる全部公開に踏み切るのには、段階的にやったと。以前、非公開としていた採決も、現在は公開している、という局がございました。もう一つ、来年度、本審は公開に向け調整を始めており、公開の範囲も含め検討している、などの情報提供がございました。

なお、先日、本日の審議会の開催に先立ちまして、会長と公開・非公開について事前打合せを実施いたしました。その打合せにおいて、会長の方から、特賃の必要性に関わる審議に係る参考人意見陳述は、他局の意見にもあるように、企業の経営状況等の意見聴取もあるので、使用者側の参考人の人選が困難になることも考えられると。この部分は使用者側への配慮も必要になるので、本審を全部公開している局から、意見聴取の内容、選定する企業の幅などを確認して欲しい、とのご意見もありましたので、全国で本審を全部公開している24局のうち、8局に確認しましたところ、本審委員のみで特賃の必要性を審議しており、参考人意見陳述は行っていないという局が5局ございました。参考人に関しては、参考人は呼ばずに書面を読み上げるような形で意見陳述を行っているという局が1局ございました。特賃の必要性審議は小委員会、うちでいう専門部会のようなところで実施しており、小委員会等は非公開としている局が2局ございました。ほとんどの局においては、現在、参考人の意見陳述は行っていないという状況でございました。また、中賃においては、目安制度の在り方に関する全員協議会において、公開・非公開について現在議論をしており、本年3月末までに、現状を整理した上で、公開とした場合のその範囲などについて報告がなされるとの情報がございますが、申し訳ございません。現在のところ、

まだ、その報告はありません。今般の審議会の公開・非公開につきましては、事前に労使代表と打合せの上、各局からいただいた情報を提供し、それぞれ各側で意見集約、検討をお願いしたところでございます。次年度におきましては、予定では7月頃に第一回本審の開催を予定しております。残念ながら、まだ中賃の全員協議会の結果報告はございませんが、当審議会においては、金額審議は基本的に本審で行われておらず、専門部会で審議されていることから、事務局といたしましては、時代の流れというか、会議の透明性の確保という観点から、また、資料No.7に全国の公開状況をつけております。先ほども申しましたとおり、半数の都道府県では本審は全て公開としていることなどから、できれば本審は原則どおり全て公開に踏み切ってもよろしいのではないかと考えているところではございますが、あくまで審議会での決定となりますので、先ほどの参考人意見陳述も参考の上、次年度に向けて審議をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

清山会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、全国的に今年度までは、ほぼ公開・非公開の地域が、拮抗というか半々になっています。また、そのこともありましたし、例年どおり事務局作成の参考資料どおり、本審については採決など一部非公開、金額審議を行う専門部会はすべて非公開にしました。しかしながら、本審の金額審議の採決のところで席を外してもらって、傍聴人が戻っていらしたところで、答申額がどうしてそういうところに決まったかということについて、使用者側の意見、労働者側の意見のポイントの紹介と結果、そして、判断基準等についてご紹介するなど、最後のところで説明するようにしていました。ただ、非公開は、一部非公開ということですので、取り扱いとして工夫はしている

けれども、あまり変化はないということです。一方、審議会について、今後、公開の流れに進むだろうということは、本省からの情報提供などで推測されます。今後この件について中賃の議論が3月末くらいに報告がまとまるというふうに聞いています。従いまして、今日の審議会でも来年度の公開・非公開の全てを決めることは望ましくないのではないかと思います。3月、他の地域も、あるいは中賃での審議状況もある程度出たところで、来年度の審議会場で最終的に来年度の公開・非公開ということを決めていけばいいのではないかと思います。このことについては、先ほども私は参考人の意見聴取のところで、ちょっと難しいのではないかと、使用者側の方からすると、そこを公開にすると意見が述べにくいということがあるのではないかと、全国の他地域の状況を調べていただきました。そういうことも含めて、労使の皆さんからご意見があるかと思しますので、公開・非公開の問題についてそれぞれのご意見等、あるいは事務局に対し質問でも結構ですけれども、おありでしたらよろしく願います。いかがですか、澤畑委員、願います。

澤畑委員

参考人の意見陳述という場面がありますので、先生も危惧されているようなこともあるかなということで、できれば、今の段階ではございますが、現状のスタンスのままでも次年度もお願いできればと思っています。中央の方の動きも踏まえつつということになると思うのですが、現段階では、現状維持で進めていただければと考えております。

清山会長

大森委員、願います。

大森委員

参考人の意見陳述については、労働者側としては、公開でも問題はないと思いますが、経営者側の立場から見た場

合は、企業の経営状況などがオープンになってしまう懸念もあることから、労働者側としても、澤畑委員と同じ考え方です。

清山会長

そうですね。先ほどお話しした感じでも、参考人意見聴取を本審でやっているところはないということです。もし、本審全公開という方針が中賃で出て、それをかなり強くやるということが求められたとしても、その場合は、そののこのところに対する配慮を、よそも参考人意見聴取をしているわけですから、その場合に、それをどの段階でやっているかということを見ながら、そこまで来年度の段階でいかななくてはいけないのか、あるいはちょっとワンクッションにおいて、それをどういうふうに工夫していくかという話合いというのもあり得るかなと思います。その辺の工夫も、もし来年度の審議会の冒頭までにある程度わかっている、その上で判断できるようだったらそれでもいいし、もし難しいようだったらというところと二段構えぐらいで考えていければいいかなと思っていますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

澤畑委員

それで大丈夫です。

大森委員

いいと思います。

清山会長

ありがとうございます。それでは、審議会の公開・非公開については、先ほども申し上げたように、二段構えで、特に無理をすることがないように、しかし、全国的な公開の流れにはある程度今後に向けて工夫を少しずつしていくという方向性だけは確認したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、議題4その他につきまして、事

事務局から説明があります。よろしく申し上げます。

荻野室長

事務局の方から3点ほど説明させていただきます。

まず、1点目は、今年度の茨城県最低賃金の答申の付帯事項にございました、最低賃金引上げによる中小企業・小規模事業者に対する支援にかかる業務改善助成金の受付状況です。資料No.8、351ページをご覧ください。受付状況の資料はつけておらず、誠に申し訳ございませんが、今年度、業務改善助成金につきましては、原材料費等の高騰の影響を受けている事業者に対する拡充や設備の範囲の拡充、また、最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対し助成率の引上げの拡充など、二度の拡充が図られております。資料はございませんが、当局における昨年度の受付、令和3年度になります。3月末で、通常コースと特例コースを合わせて102件の申請でございました。今年度におきましては、1月末になります。同様に合わせると117件と昨年度の申請を1月の段階で上回っているという状況でございます。なお、令和5年度におきましても、現在の内容を引き続き予算措置と聞いております。今後も、最低賃金の周知はもとより、支援策の周知についてもできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして2点目は、事業場視察です。事業場視察につきましては、昨年10月31日に開催いたしました第七回本審で12月末或いは1月初めの感染状況等をみて判断することにした、と説明したところでございます。12月末、1月上旬は、新型コロナ第8波による感染拡大、その後も、新規感染者の増減を繰り返し、減少したとは言えない状況で、感染リスクも非常に高く残ったままの状況であったことから、事務局といたしましては、委員の皆様の健康・安全面を考え、また、事業場視察については、最低賃金の審

議を行う上で、中小企業の事業の現状を把握するため必要な行事であることから、会長、労使代表からご意見を伺いながら 実施の有無等について慎重に検討してまいりました。その結果、昨年までとは状況は違っており、特に行動制限も現在出されていないこと、また、3月という年度末は多忙な時期となり、委員の皆様の日程確保も非常に難しくなるものと思われたことから、実施時期の変更等も含めて、委員の皆様にはアンケートという形でご協力をいただき、2月初旬にその結果をお知らせしたところでございます。アンケート結果を踏まえ、会長、労使代表と協議をいたしまして、5月19日金曜日と5月26日金曜日の2日の候補日をもって、視察先の選定に当たることといたし、委員の皆様には、5月19日と5月26日の2日について日程の確保をお願いしたところでございます。なお、日程調整において、一部の委員におかれましては、ご予定等により、残念ながら都合がつかない日程もございます。大変申し訳ございませんがご容赦ください。もし、ご予定の見直し等があつて出席可能となりましたら、是非ご参加いただきますようよろしく願いいたします。視察先につきましては、労使の協力を得て検討し、最終的には、使用者側からご紹介いただいた事業場に現在当たっているところでございます。日程の確定、視察先につきましては、可能な限り、3月中、できれば来週ぐらいにお知らせできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

最後3点目は、令和5年度における最低賃金審議会の日程についてでございます。非公開参考資料No.2の令和5年度最低賃金審議会開催予定表をご覧ください。昨年もお配りしたものと同一ようなものになります。次年度の日程につきましては、今年度を含みまして、過去の審議会開催日を踏襲し、おおむねこの予定表での日程を予定させていただきたいと考えております。例年どおり開催予定前に、委

員の皆様とはいつものとおり日程調整をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、大変ご多用と存じますが、可能な限りこの日程の確保をお願いできればと考えております。なお、例年どおりの10月1日の効力発生を考えますと、今年は8月5日が土曜日になるということもございまして、8月7日月曜日、同じく異議審の方が8月23日水曜日の午前中は、誠に申し訳ございませんが、可能な限り日程の確保をお願いできればと思っております。

例年であれば、遅くとも7月下旬に示される目安額が、中賃の審議において、昨年度、異例の採決となった反省を踏まえ、熟議を基本として審議・調整を行ったことなどから、目安答申が大幅に遅れ、8月にずれ込んだということがございました。来年度においても、昨今の物価高騰、政府の賃上げへの取組みなどから、中賃の審議が長引くことも懸念されます。目安額の答申が後ろ倒しとなり、今年度同様、8月にずれ込む可能性もございます。そうなりますと、例年でもタイトな審議日程であります。さらに厳しい審議日程となる可能性もございます。予めご承知おきいただき、誠に恐れ入りますが、8月の第1週、第2週は日程の確保をお願いできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

清山会長

ありがとうございます。ただ今、スケジュールを見て皆さんも頭を抱えていらっしゃるかもしれませんが、そういうことですので、どうぞよろしくお願いいたします。今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは、以上で本日の議事はすべて終了しました。こ

こで、下角局長よりご挨拶がございます。お願いします。

下角局長

委員の皆様には、昨年7月1日の第一回本審のスタートから本日まで足掛け9か月にわたって、本審議会のご対応いただきました。本当にありがとうございました。特に地賃の本格的な金額審議をいただいた8月、それから特賃の必要性審議、それから金額審議をいただいた9月、10月。大変過密な審議スケジュールにもかかわらず、審議会の開催にご配慮を賜りまして、重ねて厚く御礼申し上げます。今年度の審議においては、例年7月中に示される目安額が、中賃において、慎重かつ十分な審議を尽くすということで、目安答申が大幅に遅れました上に、過去最大の目安額となったこと、それから、先の見えないコロナの感染状況、急激な物価の高騰、円安など不透明な経済情勢の中にもかかわらず、委員の皆様には、県最低賃金と3業種の特定最低賃金について、精力的かつ慎重に審議を尽くしていただいたこと、心より深く感謝を申し上げます。

労働局では、最低賃金の確実な遵守ということで、今年の1月から2月にかけて、最低賃金の履行確保のための監督指導を集中的に実施したところです。今後も各種説明会、指導会などを積極的に開催する中で履行確保に努めてまいりたいと考えております。それから、最低賃金の審議会答申の中で、付帯事項ということで要請をいただきました、中小企業等に対する支援につきましても、業務改善助成金を始め各種助成金の利活用の促進などにつきましても、例えば、茨城働き方改革推進支援センターに働きかけを行いまして、局で行う監督指導の会場で出張無料相談の開催をいただきまして取組みを行ったところです。今後とも助成金の積極的かつ重点的なPRによりまして、利活用の促進を図るなど、中小企業の皆さんに寄り添った形での支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

本年度の審議会は、本日をもって一段落ということになりますけれども、委員の皆様には、引き続き労働行政に対するご支援、ご協力をよろしくお願いできればと思います。一年間、大変ありがとうございました。

清山会長

以上をもちまして、本年度最後の最低賃金審議会は終了となります。9か月、大変スケジュールも厳しく、また、状況も大きく変動的する時代にありまして、議論も大変だったと思いますけれども、皆様に何とかご協力いただいて答申が出せたことについて、心から感謝申し上げます。またすぐに来年度審議が始まるような感じですが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。